

火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討会（平成 28 年度第 2 回）
議事要旨

1 開催日時

平成 28 年 9 月 2 日（金）10 時 00 分から 12 時 00 分まで

2 開催場所

中央合同庁舎 7 号館（金融庁）14 階共用会議室（1414）

3 出席者

（1）委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、新井 充、朝倉 浩一、岩田 雄策、芝田 育也、
鶴田 俊、三宅 淳巳、八木 伊知郎

（2）オブザーバー

平地 康一

（3）事務局

秋葉 洋、七條 勇佑、山本 真靖、高部 隆幸

4 配布資料

〔資料Ⅱ－１〕 第 1 回議事要旨

〔資料Ⅱ－２〕 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査結果

〔資料Ⅱ－３〕 「消防活動阻害物質」の調査結果

〔資料Ⅱ－４〕 「消防活動阻害物質」に係る指定要件の判断基準（事務局案）

〔参考Ⅱ－１①〕 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－１②〕 第一次候補物質及び第二次候補物質の選定方法

〔参考Ⅱ－２〕 「消防活動阻害物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－３〕 毒物及び劇物指定令の一部改正等（平成 28 年度）関係資料（厚生労働省）

〔参考Ⅱ－４〕 毒物劇物の判定基準

【委員限り、会議終了後回収】

〔付属Ⅱ－１〕 第一次候補物質選定結果

〔付属Ⅱ－２〕 流通量等をモニタリングしている物質及び再調査対象物質

5 議事内容

(1) 第1回検討会の議事要旨について

○事務局より資料Ⅱ-1をもとに説明を行った。

(2) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の対応について

○事務局より資料Ⅱ-2-1、Ⅱ-2-2、Ⅱ-2-3、付属Ⅱ-1、Ⅱ-2をもとに説明を行った。

【委員】付属Ⅱ-2に記載されている「2-プロペン酸」について、平成25年度に危険性の再確認がされているが、この結果については評価されていなかったのか。

【事務局】平成25年度の検討の結果、重合反応を起こす物質と分かったため、今後の国際的な動向を踏まえて検討することとし、危険物に指定しなかったものである。

【委員】「ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム」について、サンパウロでの事故原因物質とされており、現行法における規制もあるようだが、事故はいつ頃発生したものか。

【事務局】過去1年をさかのぼって調査したもの。文献上、いつ発生したものかは確認できなかった。

【委員】この事故に関しては、BBCで2016年1月16日に報道されている。資料にあるとおり船舶安全法の規制がかかっているが、事故を起こした船舶にはコンテナで相当量積まれていたようである。コンテナ船が荷下ろしできず、コンテナが長期間船に積みっぱなしになり、コンテナ内が高温になった場合、予期せぬ災害につながるおそれがある。コンテナ内の貨物は、基本的に管理ができない。本件事故も、かつて発生した花火の事故事例と同様、輸送コンテナでの長期間保管が事故につながった事例ではないかと考える。

【座長】「ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム」と「シクロドデカノンイソオキシム」の2物質について、今後、危険性の確認を行っていくこととなるが、前者は酸化性固体としての危険性を確認する必要があると考える。後者については、どのような危険性を確認しようと考えているか。

【事務局】事故原因は不確定であるが、固体ということから、第5類の自己反応性物質の危険性等を有しているかを調査する必要があると考えている。

(3) 「消防活動阻害物質」の対応について

○事務局より資料Ⅱ-3-1、Ⅱ-3-2、Ⅱ-4、参考Ⅱ-1①、Ⅱ-1②、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4をもとに説明を行った。

【委員】資料Ⅱ-4の事務局案中の体積22.4 [ℓ/mol]という値について、火災時の温度下におけるモル体積はこの倍くらいになると考えられる。こうした影響は考慮する必要はないのか。

【委員】高温になった場合は、ガスの毒性より熱の影響を考えるべきで、高温ガスを吸い込んだことによる熱傷等の危険性を考慮する必要がある。経皮毒性に関しては別に考える必要があるが、今回の候補物質については、いずれも吸入毒性による危険性により指定されており、毒性という観点では、室温での発生ガスの影響またはその1～2割増し程度で考えておけば良いかと考える。

【事務局】経皮毒性については、指定要件に入っていない。これは、消防活動中の消防隊員は常に防火衣を着装しているため、考慮する必要はないと考えるためである。

【委員】高温ガスの吸入により熱傷を起こすような事態になっていれば、当然、当該ガスの毒性の影響を受けることから、熱による影響は考慮しなくても良いのではないか。

【委員】毒物劇物の判定基準では、4時間で算定しているが、消防隊員が密閉空間で4時間活動することはあるのか。

【事務局】消防隊員が連続4時間活動することはない。通常、消防隊が使用する空気呼吸器による活動可能時間は15～20分程度なので、それを超えて活動することはない。

【委員】温度が上がることによって、著しく毒性が高くなる物質があるのであれば、検討をすべきではないか。

【座長】毒物劇物への温度による影響について、厚生労働省として何か知見はあるか。

【オブザーバー】基本的な毒物劇物に関する考え方は、通常室温下での動物実験により得られたデータをもとにしているため、熱による影響については考えていない。

【座長】消防活動阻害物質の指定要件については、厚生労働省の毒物劇物の判定基準をベースとした事務局案で今後は判断することとし、新たな知見が得られたときには、検討内容として考慮することとしたい。

(5) その他

第3回検討会の日程（平成29年3月9日（木）14時から開催）を再確認した。

以上